7　施行日から福島復興特別措置法１部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六の二(十九)の書式の適用については、同表の表中「福島県知事の認定又は確認を受けた日」とあるのは「福島県知事の確認を受けた日」と、同表の記載要領第１号中「、第25条の３の２第１項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の３の３第１項（連結法人が避難解除区域等」とあるのは「又は第25条の３の２第１項（連結法人が避難解除区域」と、同第１号中「福島県知事の認定又は確認を受けた日　(5)」とあるのは「福島県知事の確認を受けた日　(5)」と、「には「又は確認」を消し、震災特例法第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消す」とあるのは「に記載する」と、同第三号中「又は第25条の３の３第１項の規定」とあるのは「の規定」とする。

8　施行日から福島復興特別措置法１部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六の二(二十)の書式の適用については、同表の表中「震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項、第25条の２の２第２項若しくは第３項又は第25条の２の３第３項」とあるのは「震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項又は第25条の２の２第２項若しくは第３項」と、「震災特例法第25条の３第１項、第25条の３の２第１項又は第25条の３の３第１項」とあるのは「震災特例法第25条の３第１項又は第25条の３の２第１項」とする。

9　施行日から福島復興特別措置法１部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六の二(二十一)付表の書式の適用については、同表の表中「震災特例法第25条の２第３項、第25条の２の２第３項又は第25条の２の３第３項」とあるのは、「震災特例法第25条の２第３項又は第25条の２の２第３項」とする。

（租税特別措置法施行規則の１部改正）

第四条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の１部を次のように改正する。

第十八条の二十第二項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の七十六第三項中「別表十二(十一)」を「別表十二(十二)」に改める。

（復興特別法人税に関する省令の１部改正）

第五条　復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）の１部を次のように改正する。

別表三の表中「法人税の控除限度額（法人税申告書別表六(二)「17」）」を「法人税の控除限度額（法人税申告書別表六(二)「12」）」に、「当期の国外所得金額（法人税申告書別表六(二)「16」）」を「当期の（法人税申告書別表六(二)「11」）」に、「当期の連結国外所得金額（法人税申告書別表六の二(二)「15」）」を「当期の連結国外所得金額（法人税申告書別表六の二(二)「10」）」に改める。

（復興特別法人税に関する省令の１部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正後の復興特別法人税に関する省令別表三の書式は、法人の平成二十五年四月１日以後に終了する課税事業年度（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四十五条第１項及び第二項（課税事業年度）に規定する課税事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る復興特別法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度に係る復興特別法人税については、なお従前の例による。